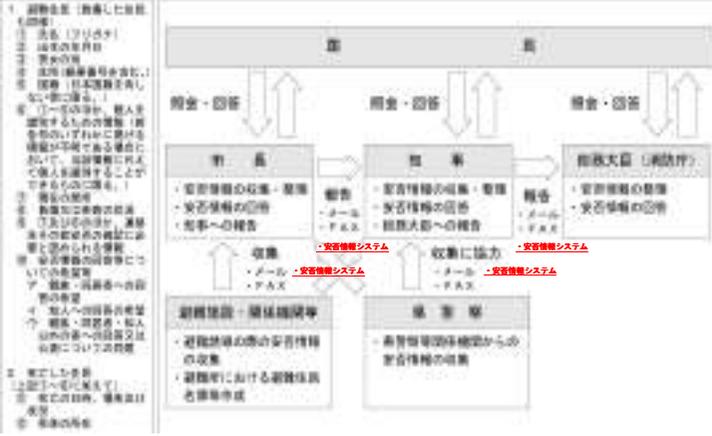
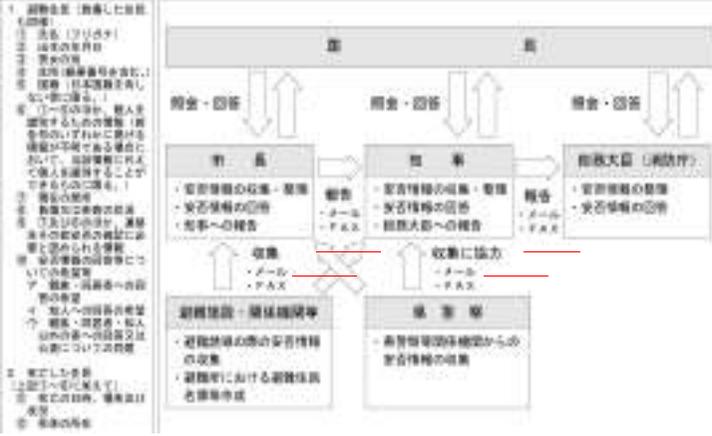


小牧市国民保護計画新旧対照表

頁	変更後	変更前	変更理由
<p>第2編 第1章 第4 (P20)</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 <u>(1) 安否情報システムの利用</u> <u>市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 略 (2) 略 (3) 略</p>	<p>国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画変更に伴う変更</p>
<p>第3編 第3章 (P37)</p>	<p>1 国・県の対策本部との連携 (1) 国・県の対策本部との連携（略） (2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。</p>	<p>1 国・県の対策本部との連携 (1) 国・県の対策本部との連携（略） (2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	<p>国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画変更に伴う変更</p>

小牧市国民保護計画新旧対照表

頁	変更後	変更前	変更理由
<p>第3編 第6章 (P51)</p>	<p>1 安否情報収集・整理・提供の流れ 図3-9 安否情報の伝達系統（表中）</p> 	<p>1 安否情報収集・整理・提供の流れ 図3-9 安否情報の伝達系統（表中）</p> 	<p>国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画変更に伴う変更</p>
<p>第3編 第6章 (P52)</p>	<p>3 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システム</u>を利用する。ただし、<u>安否情報システムが利用できない場合は</u>、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）<u>の送付によるものとし</u>、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>3 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）<u>を、電子メールで県に送付する。ただし</u>、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画変更に伴う変更</p>